

労働・助成金情報 特急便

第 100 号 (2021 年 3 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今現在も新型コロナウイルスによる感染は終息していません。いつ職場で感染者が出てもおかしくありません。慌てない為に、今回は従業員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応をご紹介します。

<発熱や風邪症状などの体調不良者が出た場合>

従業員に「かかりつけ医・最寄りの医療機関」または「自治体が設置する新型コロナウイルス受診相談窓口等」に相談し、PCR検査を受けることを勧めます。医療機関を受診したがPCR検査を受けなかった、医療機関を受診しなかった場合は、①発症後に少なくとも8日が経過 ②解熱後に少なくとも72時間が経過、発熱以外の咳・倦怠感・呼吸苦などの症状が改善傾向、の2点を満たしていれば職場復帰できます。①と②の期間を休業できない場合には、事業所の責任のもと、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させることができます。

※医療機関の負担がかかる「陰性証明書」「治癒証明書」の請求は控えてください。

<従業員が感染した場合>

■ 従業員の療養

感染した従業員は保健所および医療機関の指示に従って療養します。無症状病原体保有者や軽症の場合は、宿泊療養もしくは自宅療養を指示されます。療養場所を選択できる場合には同居者への感染リスクを回避するために宿泊療養が望ましいです。

感染した従業員の職場復帰の目安は、①発症後または診断確定後、少なくとも10日が経過 ②解熱後に少なくとも72時間経過、発熱以外の咳・倦怠感・呼吸苦などの症状が改善傾向、の2点を満たした場合に職場復帰できます。

■ 事業主の対応

感染した従業員から連絡をうけた事業主は、管轄の保健所に連絡を行い事前に指示を受けます。

1. 保健所との連絡対応をする担当者を決めておく。
2. 感染者が在籍する部署の従業員名簿、健康状態、フロアの見取り図（座席の配置、机の大きさ、通路の幅など）、勤務時間、職場内外の接触者の記録（発症前2日から）を事前に準備する。
3. 事業主の責任で職場の消毒を実施する。感染者の執務室のパソコン、電話、コピー機などの電子機器、いすや机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、壁や床面、階段の手すり、トイレの便座等、感染者が接触したと考えられる箇所の消毒をする。全体的施設閉鎖は必要ありません。
4. 事業所内や取引先、外注・取引先などへ、感染者や家族や職場の同僚に対しての不当な差別や偏見の防止と嫌がらせ、退職勧奨や SNS 上での誹謗中傷などを行わないことを関係者に理解してもらおうよう通知します。

<従業員が濃厚接触者と判断された場合>

濃厚接触者とは、感染者の感染可能期間に接触した者で、感染者と同居または長時間の接触、1m程距離で感染予防策なしで15分以上の接触があった者のことをいいます。

■ 事業主の対応

1. 保健所に濃厚接触者と判断された場合は、所轄の保健所の指示に従い**感染防止の措置**をとる。
2. 事業主は従業員に関する情報（氏名、年齢、住所、電話番号、職場座席表、行動履歴、会食の同席など）を保健所に提供する。トラブルを防ぐためにも情報提供の同意を取っておくとよいです。
3. 濃厚接触者はPCR検査を受けます。結果が陰性だった場合でも、感染者の感染可能期間の最終暴露日から**14日間の健康観察**が指示されます。
4. 同居者は原則、濃厚接触者となります。そのため従業員の家族が感染者で自宅療養する場合には、感染者の自宅療養解除日から、さらに14日間の健康観察期間が従業員に求められることがあります。実際にあった事例では、**23日間の自宅待機**があります。
5. 濃厚接触者に該当しないと保健所より判断された従業員が、不安を理由に検査を希望する場合には自費にて検査を受けられます。
6. 感染が拡大している状況では保健所からの指示に時間がかかる場合があります。そのため、事業所独自の判断で濃厚接触者の疑いがある従業員を自宅待機させることが考えられます。

<ハイリスク者に対する配慮>

新型コロナウイルスにかかると重症化するリスク因子があります。感染予防のために、プライバシーに配慮して、本人から健康情報を入手できるように本人からの申し出ができる環境を整えておきます。

■ 就業配慮の例

- ・ 時差出勤や車通勤
- ・ 在宅勤務や自宅待機措置
- ・ 不特定多数の者と接触する業務は避ける
- ・ 換気の良い場所で業務を行う
- ・ 流行が拡大している地域の出張は控える

重症化のリスク因子

- | | | |
|-------------|------------------|-------|
| ・ 65歳以上の高齢者 | ・ 慢性閉塞性肺疾患(COPD) | |
| ・ 慢性腎臓病 | ・ 糖尿病 | ・ 高血圧 |
| ・ 心血管疾患 | ・ 肥満 (BMI 30以上) | |

<従業員が新型コロナウイルスに感染して欠勤した場合の給与や手当について>

労働ができない状態で、職場における感染拡大の原因になる可能性がある為に欠勤する場合は賃金の支払いはありません。ただし連続4日以上欠勤の場合は、社会保険に加入している被保険者は『傷病手当金』が受けられます。

<発熱などの症状がある従業員に自宅待機を命じた場合>

休業手当（平均賃金の60%を会社が保障）の支払いが必要になります。ただし、かかりつけ医や最寄りの医療機関で新型コロナウイルスの感染の疑いがあると判断された場合や、会社が医療機関への相談を指示したが従業員が相談を行わなかった場合は賃金・休業手当の支払いは必要ありません。

<同居家族が新型コロナウイルスに感染したことを理由に従業員に自宅待機を命じた場合>

従業員自身の感染は判明していない状態での自宅待機の場合、賃金を全額支払う必要はないが、休業手当の支払いが必要となります。自宅待機を命じない場合、在宅勤務の検討や出社がどうしても必要な場合は公共交通機関の利用を避け、感染対策、健康状態に注意して出社の場合もあり得ます。

■ 新型コロナウイルスに感染して労災認定になるのは

医師・看護師・医療従事者・介護従事者は原則労災になります。ただし、業務外で感染が明らかな場合は除きます。一般的な事業所で労災になる場合は条件があります。①複数の感染者が確認された労働環境下での業務 ②顧客との近接、接触の機会が多い労働環境下での業務（小売業・育児サービス・バスやタクシー運転手）です。